



マイナンバー制度の導入に向けて (雇用保険業務)

～事業主の皆様へ～

平成27年7月

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

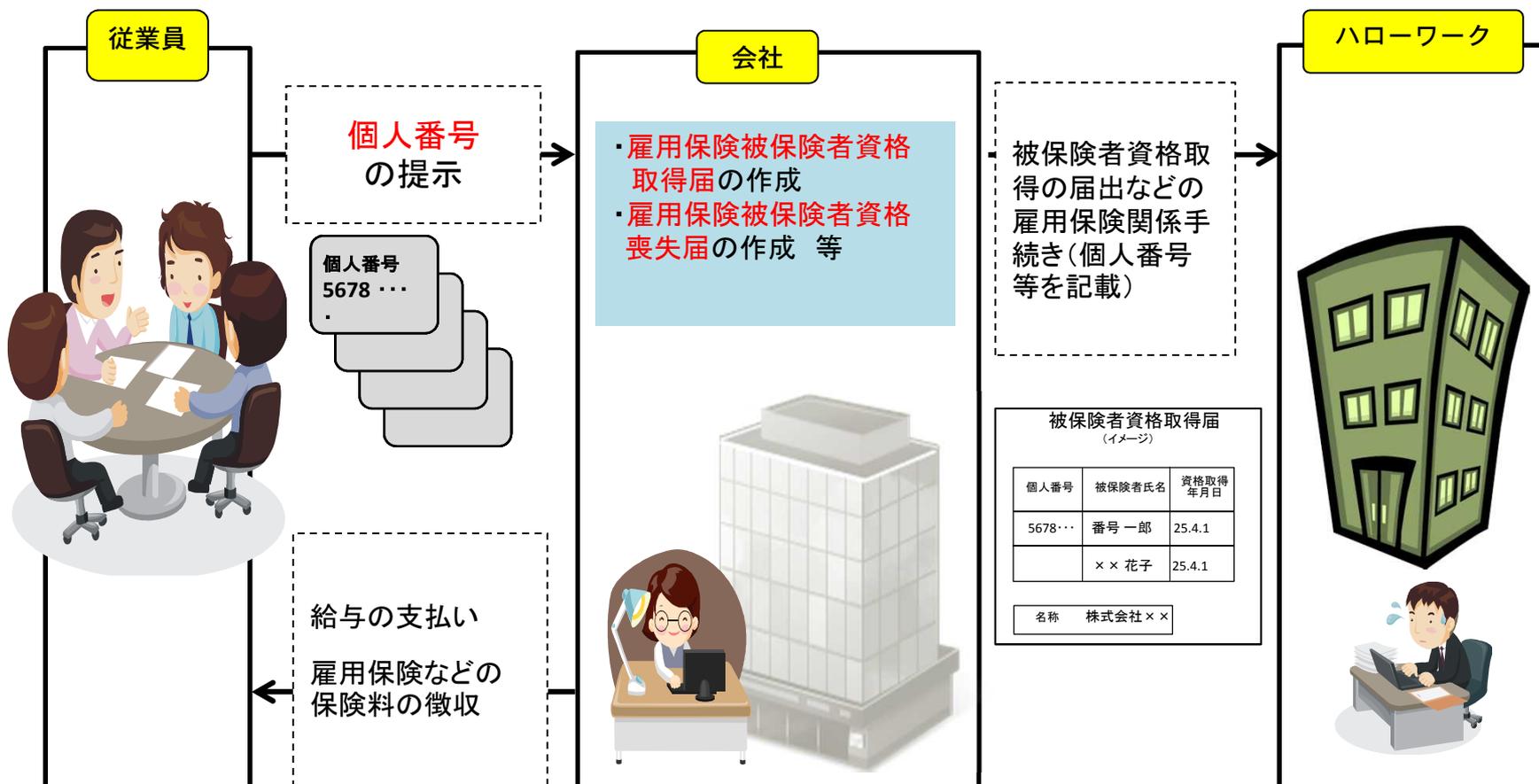
マイナンバー制度のスケジュール

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
<u>平成27年10月</u> ～	国民への個人番号の通知の開始
<u>平成28年 1 月</u> ～	雇用保険手続の個人番号対応開始 個人番号カードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付) 法人番号の利用の開始
<u>平成29年 7 月</u> ～	雇用保険業務において、他の行政 機関との情報連携開始

雇用保険関係手続の個人番号の記載・提出の流れ

- 雇用保険関係の届出書等に個人番号を記載して提出することになります。
このため、事業主の皆さんは、従業員等から個人番号を取得しておく必要があります。
様式や申請項目への個人番号の追加は厚生労働省令等の改正により行うこととしております。

従業員の給与・福利厚生



雇用保険業務に係る個人番号利用事務について

- 個人番号(マイナンバー)を利用する事務
 ⇨ 基本的に行政事務のみ。
- 個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行う機関(個人番号利用事務実施者)
 ⇨ 行政機関(独立行政法人等、健康保険組合を含む)のみ。

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
厚生労働大臣 (ハローワーク)	雇用保険法による失業等給付の支給事務 (例) 被保険者資格取得届の受理、審査、離職票の交付事務、受給資格の決定・失業の認定事務

行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行う者(民間企業等)は、「個人番号関係事務実施者」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになる。(独自利用は禁止)

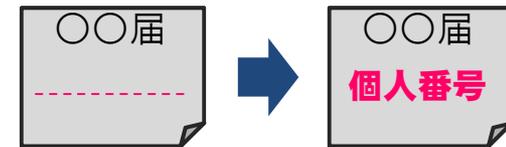
個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)	関係事務実施者と対象事務
厚生労働大臣 (ハローワーク)	雇用保険法による雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理、審査等	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した雇用保険被保険者資格取得届を作成し、ハローワークに提出

事業主における個人番号関係事務実施者としての対応①

POINT!

マイナンバー制度の導入に伴い、雇用保険の資格取得届をはじめとして、事業主がハローワークに提出していただく各種届出書等に従業員の「個人番号(マイナンバー)」を記入する欄が追加されます。

※届出書様式等のうち、「個人番号」の追加等の変更があるものに関する厚生労働省令等の改正を行います。



POINT!

このため、事業主は、

- ・ ハローワークが行う雇用保険事務の「**個人番号関係事務実施者**」となり、従業員から「個人番号」を取得する必要があります。

POINT!

「個人番号関係事務実施者」は以下のような対応をする必要があります。

- ・ 個人番号を従業員から取得する際の本人確認措置の実施
- ・ 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置の実施
- ・ 特定個人情報を委託先に提供するときには委託先の適切な監督 等

事業主における個人番号関係事務実施者としての対応②

POINT!

事業主が個人番号を従業員から取得する場合には、**利用目的の明示**と**厳格な本人確認**が必要となります。

個人番号の確認



個人番号カード

通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等

※ 上記が困難な場合は、過去に本人確認の上で作成したファイルの確認



等

身元(実在)の確認



運転
免許証

or

パスポート

等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない

等

POINT!

番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

事業主が個人番号を記入して提出する必要がある手続一覧

- 以下の様式について、事業主が従業員から個人番号を収集した上で様式に記入し、平成28年1月1日からの届出分よりハローワークに提出することが必要となります。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第2号	平成28年1月1日
雇用保険被保険者氏名変更・喪失届	雇用保険法施行規則様式第4号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日

(注)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

- 在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

(参考1)在職者・離職者ご本人が個人番号を記入して提出する手続一覧

- 以下の様式については、在職者・離職者ご本人が記入してハローワークに提出する様式となります。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者離職票－1	雇用保険法施行規則様式第6号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日
教育訓練給付金支給申請書	雇用保険法施行規則様式第33号の2	平成28年1月1日
教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格確認票	雇用保険法施行規則様式第33号の2の2	平成28年1月1日
雇用保険日雇労働被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第25号	平成28年1月1日
未支給失業等給付請求書	雇用保険法施行規則様式第10号の4	平成28年1月1日

(注)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結している場合には、事業主に提出していただくこととしています。

(参考2)事業主の皆様からのご質問の多い様式について

- 以下の様式についてはマイナンバー制度施行に伴う様式の変更はありません。

様式名
育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)
育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)
介護休業給付金支給・不支給決定通知書
雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用／事業主控／本人手続用)
雇用保険被保険者氏名変更届受理通知書(被保険者通知用／事業主通知用)
雇用保険被保険者資格取得確認通知書(被保険者通知用／事業主通知用)
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)
雇用保険被保険者証
雇用保険被保険者転勤届
雇用保険被保険者転勤届受理通知書(安定所提出用／事業主控用)
雇用保険被保険者離職票-2
雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用／事業主控用)
高年齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用)
高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式①(事業主提出関係)

※現時点の案であり確定様式ではありません。

●雇用保険被保険者資格取得届 (H28.1.1届出分)

●雇用保険被保険者氏名変更・喪失届 (H28.1.1届出分)

様式第2号 (第6条関係) (第1面)
雇用保険被保険者資格取得届

標準字 0123456789
(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

届出種別 141001

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取扱区分

4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

5. 変更後の氏名 フリガナ (カタカナ)

6. 性別 7. 生年月日

8. 事業所番号

9. 被保険者となったことの原因

10. 賃金 (支払の総額-賃金月額:単位千円)

11. 資格取得年月日

12. 雇用形態

13. 職種

14. 就職経路

15. 1週間の所定労働時間

16. 契約期間の定め

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

18. 国籍・地域

19. 在留資格

20. 在留期間

21. 資格外活動許可の有無

22. 派遣・請負

23. 取得時被保険者種類

24. 番号複数取得チェック不要

25. 国籍・地域コード

26. 在留資格コード

住所

事業主氏名

電話番号

社会保険労務士記載欄

所長

次長

課長

係長

係

操作者

確認通知 平成 年 月 日

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

様式第4号 (第7条、第14条関係) (第1面)
雇用保険被保険者氏名変更届 資格喪失届

標準字 0123456789
(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

届出種別 13100

1. 被保険者番号

2. 事業所番号

3. 資格取得年月日

4. 届出年月日

5. 喪失理由

6. 届出届交付希望

7. 補充採用予定の有無

8. 1週間の所定労働時間

9. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

10. 個人番号

11. 被保険者氏名 (ローマ字)

12. 国籍・地域コード

13. 在留資格コード

14. 在留期間

15. 資格外活動許可の有無

16. 派遣・請負

17. 国籍・地域コード

18. 在留資格コード

住所

事業主氏名

電話番号

社会保険労務士記載欄

所長

次長

課長

係長

係

操作者

確認通知 平成 年 月 日

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

※外国人のローマ字氏名をアルファベットで届出していただくための様式改正を予定しており、今後、様式は変更となる可能性があります。

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式②(事業主提出関係)

※現時点の案であり確定様式ではありません。

● 高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高齢雇用継続給付申請書 (H28.1.1届出分)

● 育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書 (H28.1.1届出分)

様式第33号の3(第101条の5、第101条の7関係) (第1面)
高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高齢雇用継続給付申請書
 (必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別 **113300**

2. 被保険者番号

4. 事業所番号

6. 支給対象年月その1 7. 6欄の支給対象年月に支払われた賃金額 8. 賃金の減額があった日数

10. 支給対象年月その2 11. 10欄の支給対象年月に支払われた賃金額 12. 賃金の減額があった日数

14. 支給対象年月その3 15. 14欄の支給対象年月に支払われた賃金額 16. 賃金の減額があった日数

18. 賃金月額(区分一日額又は総額) 19. 登録区分 20. 受給資格 21. 定年等修正賃金登録年月日

22. 受給資格確認年月日 23. 支給申請月 24. 次回(初回)支給申請年月日 25. 支払区分

26. 金融機関・店舗コード 口座番号 27. 未支給区分

その他資金に関する特記事項

28. 29. 30.

上記の記載事実と異なることを証明します。
 事業所名(所在地・電話番号) 印

上記のとおり高齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。
 雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高齢雇用継続給付の支給を申請します。
 平成 年 月 日 フリガナ 申請者氏名 印

フリガナ	金融機関コード	店舗コード	金融機関による確認印
名称	本店		
支店			
銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号 (普通)		
ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)		

◆ 金融機関へのお問い合わせ
 雇用保険の失業給付受給資格の金融機関口座へ迅速かつ正確に届けるため、次のことについて御協力をお願いします。
 1. 上記の金融機関のうち「申請者氏名」「名称」「種別」「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄(「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄)を確認の上、金融機関による確認印(「金融機関確認印」)を捺印してください。
 2. 金融機関コード及び店舗コードを記入してください(ゆうちょ銀行の場合を除く。)

申請書提出日: 日 賃金支払日: 日 賃金支払日: 日 賃金支払日: 日 賃金支払日: 日
 資格確認の可否: 可 / 否
 資格確認年月日: 平成 年 月 日
 通知年月日: 平成 年 月 日

社会保険 労働士 記載欄

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

様式第33号の5(第101条の13関係) (第1面)
育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書
 (必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別 **11405**

1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日

3. 事業所番号 4. 育児休業開始年月日

7. 被保険者の住所(郵便番号) 8. 資格取得年月日

被保険者の住所(漢字) 丁目 番地

被保険者の住所(漢字) 市 区 丁目 番地

被保険者の電話番号(漢字)

10. 支給対象年月その1(初回) 11. 就業日数

14. 支給対象年月その2(初回) 15. 就業日数

18. 最終支給対象年月(初回) 19. 就業日数

22. 職場復帰年月日 23. 支給対象となる職場の延長事由一欄

24. 配偶者育児取得 25. 配偶者の被保険者番号 26. 期間雇用者の継続雇用の見込み

28. 延長等認否 29. 育児休業表示 30. 賃金月額(区分一日額又は総額) 31. 当時の育児休業開始年月日

32. 受給資格確認年月日 33. 受給資格確認 34. 支給申請月 35. 次回支給対象年月日

36. 支払区分 37. 金融機関・店舗コード 口座番号 38. 未支給区分

上記被保険者が育児休業を取得し、上記の記載事実と異なることを証明します。
 事業所名(所在地・電話番号) 印

上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請します。
 雇用保険法施行規則第101条の13の規定により、上記のとおり育児休業給付金の支給を申請します。
 平成 年 月 日 フリガナ 申請者氏名 印

フリガナ	金融機関コード	店舗コード	金融機関による確認印
名称	本店		
支店			
銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号 (普通)		
ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)		

◆ 金融機関へのお問い合わせ
 雇用保険の失業給付受給資格の金融機関口座へ迅速かつ正確に届けるため、次のことについて御協力をお願いします。
 1. 上記の金融機関のうち「申請者氏名」「名称」「種別」「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄(「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄)を確認の上、金融機関による確認印(「金融機関確認印」)を捺印してください。
 2. 金融機関コード及び店舗コードを記入してください(ゆうちょ銀行の場合を除く。)

申請書提出日: 日 賃金支払日: 日 賃金支払日: 日 賃金支払日: 日 賃金支払日: 日
 資格確認の可否: 可 / 否
 資格確認年月日: 平成 年 月 日
 通知年月日: 平成 年 月 日

社会保険 労働士 記載欄

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

事業主が法人番号を記入して提出する必要がある手続一覧

- 以下の様式について、事業主(個人事業主を除く)が法人番号を様式に記入し、平成28年1月1日からの届出分よりハローワークに提出することが必要となります。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険適用事業所設置届	通達様式	平成28年1月1日
雇用保険適用事業所廃止届	通達様式	平成28年1月1日

- 既に適用事業所となっている事業所(個人事業主を除く)の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

個人番号・法人番号の届出には電子申請での届出をお願いします。

- 事業主等が行う手続については、ハローワークへの来所による届出、郵送による届出、電子申請による届出のいずれかの届出となりますが、郵送等の場合には個人情報漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。（郵送の場合は書留郵便による届出が原則です。）
- なお、平成28年1月1日から、電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請が可能となりますので、電子証明書を取得していない事業主におかれては、個人番号カードを利用しての電子申請が可能です。

雇用保険関係の手続は 「電子申請（e-Gov）」をぜひご利用ください。

- ・365日、24時間いつでも申請できます。
- ・申請書を取り寄せる必要がなく、自宅やオフィスのパソコン等、どこからでも申請できます。
- ・誤送付及び個人情報の情報漏えい等のリスクが軽減されます。

ご利用にあたって

<e-Gov>について

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省を始め、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。



e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへメール、電話、FAXで問い合わせることも可能です。

電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】 メール : <https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>

電話番号 : 050-3786-2225

FAX : 050-3786-2226

マイナンバー制度の概要資料掲載先・問合せ先

【マイナンバー制度の概要資料】

- 内閣官房のHP

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- 厚生労働省のHP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

- リーフレット(厚生労働省HP内)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000063764.pdf>

- 社会保障・税番号制度の導入に向けて(社会保障分野)～事業主の皆様へ～

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000082038.pdf>

【マイナンバー制度の問い合わせ先】

- マイナンバーコールセンター

- ◆電話番号:0570-20-0178(マイナンバー)

- ※一部IP電話等でつながらない場合は050-3816-9405

- ◆受付時間:平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始除く)

- ◆開設期間:平成26年10月1日～平成29年9月末(予定)